

2019年版

金属防水保証 設計施工基準

JMP

特定非営利活動法人
日本金属防水工業会

はじめに

日本金属防水工業会は、防水に係る施工会社や資材供給メーカー等による協力のもと、設立したNPO法人です。

設計施工基準は、瑕疵担保責任の履行の確保等において、金属防水を供給する住宅事業者の皆様
の資力確保のご支援を目的としております。

本書は、この設計施工基準を住宅事業者の皆様に十分にご理解いただくため、解説を付し発行したものです。10年間保証のご利用にあたりましては、本書をご活用いただき、安全で安心な住まいづくりに役立てていただきますようお願いいたします。

2009年10月

特定非営利活動法人
日本金属防水工業会

目次

第1章 総則

第1条 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

第2条 本基準により難い仕様・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 ページ

第2章 木造住宅と金属防水

第1節 金属製屋根の防水

第3条 屋根の設計・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

第4条 屋根の下葺材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 ページ

第2節 バルコニー及び陸屋根の防水

第5条 適用地域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

第6条 構造設計と構造計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

第7条 箱樋の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ページ

第8条 排水計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

第9条 立上部分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

第10条 バルコニー及び陸屋根の下葺材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

第11条 葺上材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 ページ

日本金属防水工業会保証 設計施工基準

第1章 総則

(趣旨)

第1条

この基準は、「金属防水工法」の品質保証制度に関する技術的な基準を定める。

(本基準により難しい仕様)

第2条

金属防水工法の設計・施工については、本書を基準とし、本基準により難しい事項については日本金属防水工業会が十分な性能が確保されていると認めた場合、本基準によらないことが出来る。

第2章 木造住宅と金属防水

第1節 金属製屋根の防水

(屋根の設計)

第3条

屋根は、勾配屋根とする。なお、陸屋根については、第2節に規定する。

- 2 屋根の下地材については、屋根面の荷重に十分耐えられる構造とする。屋根の勾配は、金属防水製造者の設計基準に準ずる。
- 3 構造耐力上主要な部分について、十分な性能を有している建築物とする。屋根直下の断熱と通気について、十分考慮されていることとする。

(屋根の下葺材)

第4条

屋根には、下葺材を施すこととし、下葺材の品質及び葺き方は次の各号に適合するものとする。

- ① J I S A 6 0 0 5 (アスファルトルーフィングフェルト) に適合するアスファルトルーフィング940又は同等以上の防水性能を有するものとする。
- ② アスファルトルーフィングフェルトは上下(流れ方向)を100mm以上、左右は200mm以上重ね合わせるものとする。
- ③ アスファルトルーフィングフェルト谷部及び棟部は、谷底及び棟頂部より両方向へそれぞれ250mm以上重ね合わせるものとする。ただし、葺き材製造者の施工基準において葺き材の端部に止水措置を施すなど、当該基準が雨水の浸入を防止するために適切であると認められる場合は当該基準によることができる。
- ④ アスファルトルーフィングフェルト屋根面と壁面立上げ部の巻き返し長さは250mm以上かつ雨押さえ上端より50mm以上とする。
- ⑤ 天窓の周囲は、各製造所が指定する施工方法に基づいて防水措置を施すものとする。

第2節 バルコニー及び陸屋根の防水

(適用地域)

第5条

品質保証を適用する地域については、次の各号に適合するものとする。

- ① 平成25年省エネ基準における断熱地域区分1～8のうち、地域の区分3～7の地域
- ② 市町村の区域に応じた垂直積雪量の積雪深が1m未満の地域。
- ③ 地表面粗度区分Ⅰ～ⅤのうちⅡ～Ⅳの地域。
- ④ 北海道を含む離島と上記以外の地域については別途定めるものとする。

(構造設計と構造計画)

第6条

構造耐力上主要な部分について、十分な性能を有している建築物とし、屋上直下の断熱と通気について、十分考慮されていることとする。

- 2 屋上は構造的に屋根と考え、屋上の使用は歩行または軽量なものを置く程度に限り、床化粧材・屋上緑化その他の被覆材の設置については、金属防水製造者での設計と施工あるいは、日本金属防水工業会が認める機関によるものとする。

(箱樋の設置)

第7条

箱樋（内樋）等を設置する場合、塔屋（居室）等から離れた位置とし、バルコニー下地寸法において、幅150mm以上深さ80mm以上とする。

- 2 箱樋の長さは建物中心位置において5,500mm以内とし、それを超えるものについては排水箇所を増やすか、勾配方向や排水位置を変えた箱樋を連結させることで賄う。

(排水計画)

第8条

主排水の排水方法の種別はPVC製ドレインを基準とし、それぞれについて対応面積を設定する。対応面積は金属防水製造者の基準によるものとする。

- 2 PVC製ドレインの設置については、金属製箱樋へシール併用締付止とする。配水方法については、建物の大きさや構造等により複数になるケースでは、違う種類の排水方法を併用することが出来る。
- 3 箱樋には当該屋根の雨水以外は流さないものとする。
- 4 排水ドレインの設置は、建設地における降水量の記録に基づき、適切なものとする。
- 5 箱樋には必ずオーバーフロー管（以下「OF管」という。）を設置し、ゴミ詰り等で主排水が機能しない場合の対策とする。OF管の設置は、連続した一本の樋に対し一カ所以上とする。ただし、フラットルーフ等の歩行用途ではなく、常時排水口の確認ができない構造の物については、主排水と同数以上のOF管設置とする。
- 6 OF管と主排水を同一方向に設置しない。

(立上部分)

第9条

サッシ等の取り付けは、防水施工後にシーリング剤併用にて納める。サッシ開口部等については、防水層床面より高さ120mm以上とする。ただし、検査機関の指示が入る場合はその指定に準ずる。

- 2 開口部以外の立ち上がりは、床面と平行に250mm以上とする。

(バルコニー及び陸屋根の下葺材)

第10条

発泡ポリエチレンシート2mm厚と同等以上の性能を有する物とする。勾配屋根等については第4条に規定する。

(葺上材)

第11条

葺上材は、ポリ塩化ビニル被覆金属板、または、塗装溶融亜鉛-55%アルミニウム合金メッキ鋼板と同等以上の性能を有する物とする。

2009年10月1日 初版

2016年8月1日 改定